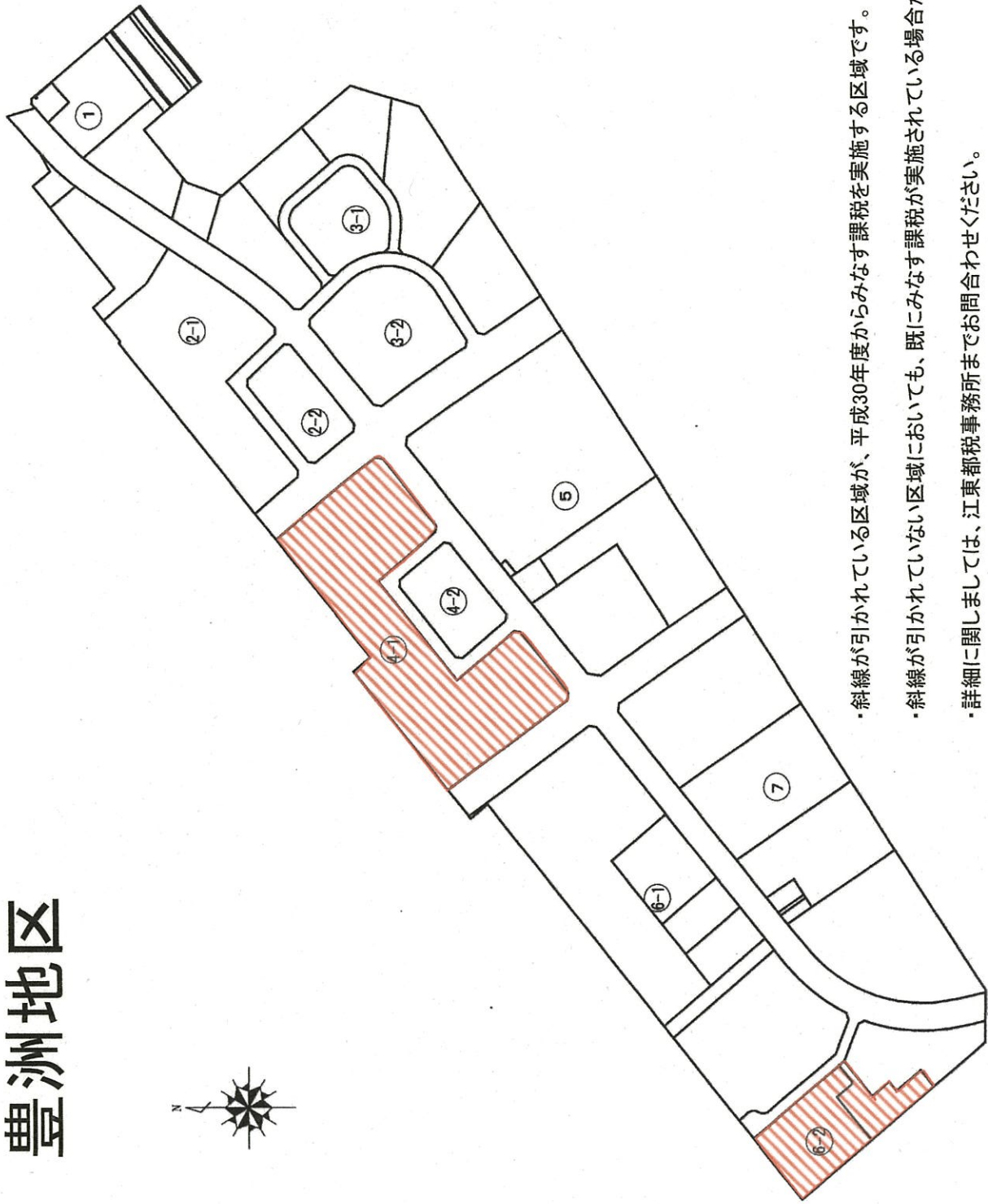


豊洲地区



・斜線が引かれている区域が、平成30年度からみなす課税を実施する区域です。

・斜線が引かれていない区域においても、既にみなす課税が実施されている場合があります。

・詳細につきましては、江東都税事務所までお問い合わせください。